

関西電力高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出

令和5年8月23日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）高浜発電所3号機の原子力規制検査における対応区分の変更についての了承、及び追加検査の実施に係る通知の発出についての決定を付議するものである。

2. 経緯

令和5年8月9日付けで、関西電力から高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標（以下「PI」という。）の報告¹があり、表1に示すとおり、連続する過去4四半期（令和4年度第2四半期から令和5年度第1四半期）において、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）における運転上の制限からの逸脱件数が合計4件となったことから、安全実績指標に関するガイドに基づき、高浜発電所3号機のPIにおいて「白」が1件となった。

3. 対応区分の変更（了承事項）

上記2.を受け、原子力規制検査等実施要領等に基づき、同発電所3号機における対応区分を令和5年4月1日より第2区分に変更することについて、了承いただきたい。

4. 追加検査の実施に係る通知の発出（決定事項）

上記3.の対応区分の変更を受け、原子力規制委員会は、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条第2項第1号に基づく追加検査を行うこととなる。

同発電所3号機での追加検査の実施に当たっては、規則第3条第3項等に基づき、関西電力に対し、4つの項目（①検査の結果、②追加検査の区分、③検査事項、④報告すべき事項及び期限）に関して通知を行う必要がある。

④報告すべき事項については、原子力規制検査における追加検査運用ガイドに基づけば、今回PIの値が「白」と分類された要因であるSA設備の運転上の制限からの逸脱について、直接原因及び根本的な原因の特定、安全文化要素の劣化兆候の特定、並びにこれらを踏まえた改善措置活動の計画及び実施状況の報告を求めることとなる。一方、同発電所においては、他号機も含め、今回「白」と判定された要因の4件以外にも、過去4四半期に運転上の制限からの逸脱事象が複数発生しているほか、検査指摘事項も複数確認されている。このことを踏まえると、同発電所における原子力施設安全に係る保安活動の改善を図る観点からは、上述の根本的な原因の特定及び安全文化要素の劣化兆候の特定に当たって、参考1に示す事象も考慮した上で改善措置活動

¹ <https://www.nra.go.jp/data/000444616.pdf>

の計画を立案することが適切だと考えられる。したがって、報告を求める際にはこうした点も明記することとしたい。

については、関西電力に対して別紙1のとおり文書を発出することについて、決定いただきたい。

5. 追加検査の実施

別紙1の通知で求めた報告を関西電力から受領した後、原子力規制検査における追加検査運用ガイドに基づき、検査官2～3名の体制で40人・時間程度を目安に、①直接原因、根本的な原因及び安全文化要素の劣化兆候の特定が適切に行われているか、②これらを受けて改善措置活動の計画が適切に立案され再発防止上有効であるかについて検査を行う。

表1 高浜発電所3号機 重大事故等対処設備（SA設備）の運転上の制限からの逸脱
（過去4四半期：令和4年度第2四半期～令和5年度第1四半期）

発生時期	事 象
令和4年度第2四半期	特定重大事故等対処設備の計装設備の一部部品の未装着
	原子炉水位計に信号を送る伝送器点検（フランジ部の水にじみ痕確認）のため水位計の機能停止
令和5年度第1四半期	衛星通信回線不具合による衛星電話（携帯）の使用不能
	蒸気発生器水位計の指示値低下

（添付資料）

- 別紙1 高浜発電所3号機における追加検査の実施について（通知）
- 参考1 高浜発電所における検査指摘事項及び運転上の制限からの逸脱（過去4四半期：令和4年度第2四半期～令和5年度第1四半期）
- 参考2 安全実績指標の一覧表
- 参考3 関連法令及び関連検査ガイド（抜粋）
- 参考4 原子力規制検査制度の枠組みと実用炉に係る対応区分について